議事日程(第2号)

平成25年12月13日(金)午後 2時30分開議

日程第 1 請願第 4号 町道2010号線排水路整備に関する請願

日程第 2 陳情第 3号 産業廃棄物中間処理施設設置反対に関する陳情

日程第 3 発議第 5号 産業廃棄物中間処理施設の設置に反対する決議につい

7

日程第 4 発議第 6号 議員定数検討調査特別委員会設置に関する決議につい

て

日程第 5 議員定数検討調査特別委員会委員の選任について 追加議事日程

追加日程第 1 閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

1番林俊之君

2番 大網 正 敏 君

4番 花 香 孝 彦 君

5番 佐久間 義 房 君

6番 板 寺 正 範 君

7番 城之内 一 男 君

8番 高 木 武 男 君

9番 林 甚 一 君

10番 鈴 木 正 昭 君

11番 多 田 和 弘 君

12番 土 屋 進 君

13番 山 崎 ひろみ 君

14番 宮 崎 正 吾 君

15番 高 嶋 雅 弘 君

16番 鎌 形 寿 一 君

欠席議員

なし

出席説明員(13名)

町 長 岩 田 利 雄 君 副 囲丁 長清 幸君 水 正 員 平 山 監 查 委 茂君 総 務 課 司君 長 五十嵐 秀 病院事務長 宇ノ澤 康 成君 町 民 課 長 池 永 芳 則君 会計管理者鈴木 努 君 健康福祉課長石毛克身君 まちづくり課長 金島正好君 河 津 静 農業委員会事務局長 夫 君 道君 教育委員会委員長 向 後 元 茂 君 長 小 澤 教 育 教 育 課 長 林 敏 行 君 出席事務局員(3名)

 事 務 局 長 小 林 豊

 次 長 宮 前 玉 子

 主 査 箕 輪 広 次

(午後 2時30分 開議)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ち報告します。本日、発議2件を受理しました。

以上で報告を終わります。

これから議事に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、請願第4号、町道2010号線排水路整備に関する請願を議題とします。

この請願は、総務産業常任委員会に審査の付託をしてあります。したがって、委員 長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

総務産業常任委員長、林甚一君。

9番(林 甚一君)

総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

総務産業常任委員会に付託されました請願第4号、町道2010号線排水路整備に関する請願について、12月11日に、副町長、まちづくり課長等の出席を得て、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

また、現地調査では、請願者等から請願内容の説明がありました。その審査の経過 と結果についてご報告いたします。

審査における意見等を要約して申し上げますと、意見として、排水路が敷設されている道路は、古くから地域住民の通行に供されている道路であり、狭隘ではあるが、現在においては、沿線住民の車の通行にも使用されております。

現地を見ると、敷設されたU字溝も経年劣化しており、蓋を上げての清掃は困難であり、堆積物の除去もままならない状況で、冠水することが容易に想像できる。よって、早急な改善が望ましいことから、本請願は採択すべきものと考える。

以上のような意見等があり、請願第4号、町道2010号線排水路整備に関する請願について採決した結果、当委員会においては全員賛成により、採択すべきものと決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長(鎌形寿一君)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから請願第4号、町道2010号線排水路整備に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。請願第4号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第2、陳情第3号、産業廃棄物中間処理施設設置反対に関する陳情を議題とします。

この陳情は文教福祉常任委員会に審査の付託をしてあります。したがって、委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

文教福祉常任委員長、山崎ひろみ君。

13番(山崎ひろみ君)

文教福祉常任委員会審査報告を申し上げます。

文教福祉常任委員会に付託されました陳情第3号、産業廃棄物中間処理施設設置反対に関する陳情については、12月11日に副町長、町民課長及び町担当者の出席を得て委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果についてご報告いたします。

審査するに当たり、まず町民課長から、当該施設設置申請のこれまでの経過概要の 説明を受け、資料として東庄工業団地連絡協議会からの意見書、要望書、さらには株 式会社「円よし」からの上申書及び平成25年10月25日に開催された住民説明会 の地区住民からの質問に答えた説明資料の提出を求め、暫時休憩をとり、その内容を 精査いたしました。 その後、申請施設と同様な事業所の県内の操業状況、申請にかかる事業内容等の質疑があり、担当課としての調査、申請業者からの聞き取りの結果に基づいた答弁がありました。

審査における意見等を要約して申し上げますと、意見として、町民の半数以上の方が設置反対に署名したということは、町の将来及び公害問題に危惧を覚えていることの結果であると認識している。町としても安心・安全な町を目指しているところであり、町民の意を汲んで、委員会としても設置反対の立場をとらざるを得ないと考える。

また、産業廃棄物中間処理という特殊な事業は、地域及び関係者等との合意が肝要である。しかし、申請業者は説明会を重ねるごとに地域住民との溝を深め、さらに東 庄工業団地連絡協議会からも当地への進出に懸念を抱かれている。これは当該申請業 者の社会的説明責任における資質が問われていると言える。

よって、陳情の趣旨に賛成したい。

また、平成25年11月27日付で申請業者の代理人から町長宛てに提出された上申書には、産業廃棄物処理施設の設置許可は、判例上、いわゆる羈束裁量であることを前提に、町に裁量権を逸脱した違法な行政指導が存在すると主張し、申請者として、設置許可が得られない場合は、町に国家賠償請求を行わざるを得ないと記載されている。

これらの主張の適法性、整合性は別として、本来、事業者は地域住民及び町等と良好な関係を築きながらの操業を目指すべきものと考える。設置申請の協議の段階からこのような手法を用いる業者が、仮に操業を開始し、何らかの問題が発生した場合、町民及び町に対し、真摯な姿勢で問題解決に取り組んでくれるか不安に感じる。

よって、本陳情は採択すべきものと考える。

以上のような意見等があり、陳情第3号、産業廃棄物中間処理施設設置反対に関する陳情について、採決した結果、当委員会においては全員賛成により、採択とすべきものと決定しました。

以上で文教福祉常任委員会の審査報告を終わります。よろしくお願いいたします。 議長(鎌形寿一君)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。これから陳情第3号、産業廃棄物中間処理施設設置反対に 関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。陳情第3号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第3、発議第5号、産業廃棄物中間処理施設の設置に反対する決議についてを 議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

ここでお諮りします。発議第5号については、さきに採択された陳情の内容と重複しますので、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

発議第5号については、提案理由の説明は省略することに決定しました。 これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから、発議第5号、産業廃棄物中間処理施設の設置に反対する決議についてを 採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第6号、議員定数検討調査特別委員会設置に関する決議についてを 議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

14番、宮崎正吾君。

14番(宮崎正吾君)

ただいま議題となりました発議第6号、議員定数検討調査特別委員会設置に関する 決議についての提案理由とその内容につきまして、ご説明申し上げます。

本町の議員定数は過去3回の検討が加えられ、現定数は平成17年12月の定例会で設置されました議員定数問題特別委員会の調査の結果を踏まえた定数条例の改正により、平成19年の一般選挙から適用されております。

この間、地方自治法の規定における議員定数も時代とともに改正がなされ、自治体の人口規模で定められていたものが法定上限数に改正され、さらには平成23年の改正により、その規定も撤廃されました。このことは、議員定数は個々の自治体がみずからの責任と意思によって決定しなければならないものとなったと言えます。

更には、平成の大合併後の各市町村においても、議員定数の見直しが実施されているところで、これらのことから、さきの9月議会における全員協議会で、本件について協議したとき、委員会の名称、目的及び設置時期などについての基本合意がなされ

ました。

詳細については、さきの議会運営委員会にお諮りし、本日提案させていただいた次 第です。

内容につきましては、特別委員会の名称、設置根拠、目的については決議書により、 お読み取りいただきたいと思います。

委員数につきましては、過去の同様の特別委員会が議員定数の半数となっていることから、これに倣い、8人としております。

以上で発議第6号の提案理由とその内容説明を終わります。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いします。

議長(鎌形寿一君)

これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから、発議第6号、議員定数検討調査特別委員会設置に関する決議についてを 採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議員定数検討調査特別委員会委員の選任を行います。

指名表の配付をお願いします。

お諮りします。ただいま設置されました議員定数検討調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、お手元に配付しました指名表のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議員定数検討調査特別委員会委員は、お手元に配付しました指名表の とおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。休憩中に議員定数検討調査特別委員会の正副委員長の互 選をお願いしたいと思います。

議員定数検討調査特別委員会の委員の皆さんは会議室へご集合をお願いします。再 開は15時15分といたします。

(午後 2時55分 休憩)

(午後 3時15分 再開)

議長(鎌形寿一君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に開催されました議員定数検討調査特別委員会における正副委員長の互選 結果の通知がありましたので、報告します。

委員長に鈴木正昭君、副委員長に大網正敏君、以上です。

ここで委員長のご挨拶をお願いします。

10番、鈴木正昭君。

10番(鈴木正昭君)

先ほど指名推選されました、特別委員会の委員長の鈴木でございます。

何分にも浅学菲才で未熟者でございます。この議員定数の調査ということになりますと、現在は人数は法律で、条例で縛ることはなくなりましたけれども、この町独自の定数を決めていきたいと考えております。それに対しまして、先輩諸氏と皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきまして、一生懸命頑張ってまいりたいと思っております。どうか今後ともよろしくお願いいたします。

以上で、簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきします。

議長(鎌形寿一君)

副委員長、大網正敏君。

2番(大網正敏君)

ただいま鈴木委員長よりご指名がありました大網でございます。

鈴木委員長をサポートして一生懸命頑張っていきたいと思いますので、よろしくお 願いいたします。

議長(鎌形寿一君)

ここでお諮りします。議員定数検討調査特別委員長から、閉会中の継続調査の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに 決定しました。

追加日程第1、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。ここで議員定数検討調査特別委員会の閉会中の継続調査の申出書の配付をします。

議員定数検討調査特別委員長から、会議規則第74条の規定において、お手元の申 出書のとおり東庄町議会議員定数に関する検討調査について、閉会中の継続調査の申 し出がありました。

お諮りします。委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。 以上で本日の日程は全部終了しました。閉会に先立ち、町長からご挨拶をお願いい たします。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、東庄町議会 1 2 月定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。本定例会におきましては、議案 9 件を提案させていただきました。議員各位には慎重なるご審議を賜り、全ての案件を原案のとおり可決をいただきました。まことにありがとうございました。

また、本議会でご提言のございました事項につきましては、鋭意検討してまいる所存でございます。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

さて、国におきましては、消費税率の引き上げに伴い、さまざまな税制改革が論議をされているところでございますが、景気の回復が腰折れすることなく、そして地域経済が潤いを実感できる施策を期待するものであります。

また、消費税の増税分をきちんと年金や医療、介護などの社会保障制度を維持、安定させるために使ってもらうことが地方自治体の健全運営につながるわけでございますので、国の動向を注視しながら、機会を捉えて、そういった要請をしてまいりたいと考えております。

次に、議員各位のご理解により、今年度買いかえを予定しております外出支援バスは、財源としてふるさと応援基金と地域福祉基金の一部を活用させていただいております。どちらも東庄町の発展のために使ってほしいとのまごころによる浄財を積み立てたものであります。ご寄付をいただいた皆様に衷心より感謝をし、しっかりとその気持ちに応えてまいりたいと思います。

次に、少子化に伴う小学校の統廃合問題でございますけれども、教育委員会では、 諸課題検討委員会の答申を受け、新しい段階に入ります。子供たちにとって、最善の 教育環境をつくることが私たちの使命であります。今後、教育委員会の判断を踏まえ ながら、しっかりと道筋を示してまいりたいと考えます。

議員各位にはさらなるご支援、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

結びに、年末の非常に慌ただしい時期を迎えました。くれぐれも健康にご留意をいただき、ますますのご活躍を心からご祈念を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ご苦労さまでした。

議長(鎌形寿一君)

それでは、私からも一言ご挨拶申し上げます。

12月議会ということで、お忙しい中、全員の出席によりまして、全議案をやることができました。本当にありがとうございました。特に難しい問題等もございましたが、皆様方のご協力により、スムーズに議会が運営できたということは大変うれしく思います。

それからまた、議員の定数問題等も継続調査ということであります。来年9月いっ

ぱいまで調査期間があります。この期間、ただ過ごすだけでなく、全員でいろいろと 検討し、いい結果を出していただければと思います。これからも、季節等も厳しい季 節になりますが、来年に向かって、いい正月が迎えられるよう、みんなで健康に注意 して頑張っていきたいと思います。

きょうは本当にご苦労さまでした。よろしくお願いします。ありがとうございました。 た。

以上で、平成25年12月東庄町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。 (午後 3時25分 閉会)